

# 財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 25 年度後期)

平成 26 年 3 月

尼崎市監査委員

尼監報告第17号  
平成26年3月24日

様

尼崎市監査委員	須賀邦郎
同	堀智子
同	津田加寿男
同	前迫直美

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 目 次

会 計 管 理 室 .....	1
資 産 統 括 局 .....	2
市 民 協 働 局 .....	3
健 康 福 祉 局 .....	4
都 市 整 備 局 .....	5
教 育 委 員 会 事 務 局 .....	6
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 .....	8
工 事 監 査 .....	9
個 別 行 政 監 査 .....	11
監 査 結 果 総 括 .....	16

# 会 計 管 理 室

## 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、会計管理室の所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

# 資 産 統 括 局

## 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、税務管理課、資産税課、市民税課、納税課、特別処理担当の所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

### 措置を求める事項

切手交換資金について

郵送による税務証明の発行申請で、手数料が郵便切手で送付された場合、手数料収納のためには、その切手を現金化する必要がある。その現金化の資金として、税務管理課に現金10,000円が交付されている。また、その現金と交換した切手は、文書担当課で、現金と交換し、当該資金に戻すこととなっている。

しかしながら、税務管理課では、平成19年に、この資金全額を切手に換え、平成25年9月まで、目的外使用となる事務文書送付に使用していた。その結果、本来10,000円の資金が手元にあるべきところ、1,260円分の切手が残るだけとなっている。

(税務管理課)

### <指導の要点>

切手交換資金等の現金については、その目的や用途を十分に理解した上で、慎重に取り扱うとともに、管理監督者は、その取扱を十分にチェックすること。

# 市民協働局

## 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、ヘルスアップ戦略担当、協働・男女参画課、市民活動推進担当、中央地域振興センター、大庄地域振興センター、園田地域振興センター、市民課、窓口担当、阪急塚口サービスセンター、国保年金課、国保年金管理担当、健康支援推進担当、後期高齢者医療制度担当の所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれたい。

### 要請等を行う事項

ヘルスアップ健診事業に係る非常勤嘱託員について

健康支援推進担当では、「ヘルスアップ尼崎戦略事業」を展開しており、重症者に対する保健指導を実施している。当該保健指導は、「ヘルスアップ尼崎戦略事業」の核となるものであるが、本市職員では、その経験が不足しているため、平成21年度から遠隔地に居住する保健師及び管理栄養士を非常勤嘱託として任用し、保健指導に従事させている。なお、当該非常勤嘱託員の本市までの旅費は、年間で270万円以上となっている。

こうしたことから、「ヘルスアップ尼崎戦略事業」については、本市保健師の育成を図るとともに、さらに効果的かつ効率的な事業実施を目指すよう要望する。

(健康支援推進担当)

# 健康福祉局

## 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、法人指導課、福祉課、障害福祉課、障害者自立支援事業担当、障害者自立支援制度担当、高齢介護課、介護保険事業担当、福祉医療課、保護課、保護面接相談担当、保護第1担当、保護第2担当、生活支援相談課の所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

### 措置を求める事項

#### (1) 契約事務について

①契約決定通知書等の決裁手続に遺漏があるもの、②契約書の誤記載など契約締結手続に不備があるもの、③実績報告書等の受理した書類に不備や遺漏があるもの、④業務完了後の検査確認の書類に遺漏があるものなど、不適切な事例が散見された。

(福祉課、障害福祉課、高齢介護課、介護保険事業担当、保護課、生活支援相談課)

#### <指導の要点>

契約事務は、事務処理の基本であり、契約規則等に基づき、十分に注意し、不備、遺漏なく、適正に処理すること。

#### (2) 備品の管理について

職員専用機について備品現在簿の数より現物が多数あるなど、不適正な状況が見受けられた。

(福祉課、障害福祉課、高齢介護課、介護保険事業担当、保護課)

#### <指導の要点>

備品について、現物の数と備品現在簿に記載されている数とが一致するように、適正に管理すること。

# 都 市 整 備 局

## 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、市街地整備課、戸ノ内開発事務所、道路課、道路整備担当、道路維持担当、放置自転車対策担当、河港・21世紀の森推進課、公園課、公園計画推進担当の所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

### 措置を求める事項

再委託について

河港・21世紀の森推進課では水路浮ごみ等処理業務委託を、公園課では猪名川公園の指定管理を行っている。

各々の契約書及び基本協定書においては、一括再委託を禁止し、業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ本市の承認を得なければならないこととしている。しかしながら、再委託の承認手続がなされていなかった。

また、水路浮ごみ等処理業務委託においては、記載を誤った現場組織表等を受理し、承認手続がなされていた。

(河港・21世紀の森推進課、公園課)

### <指導の要点>

委託業者から提出された書類については、十分精査すること。

また、委託の本旨を理解した上で、厳に注意して受託業者に必要な手続を行わせること。



# 教育委員会事務局

## 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

## 2 監査の対象

今回の監査は、学校計画担当、幼稚園教育振興担当、学務課、学校教育課、高校教育担当、生徒指導・特別支援担当、学校保健課、教育総合センターの所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

## 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれない。

### 要請等を行う事項

#### (1) 学力向上クリエイト事業等について

学校教育課では学力向上クリエイト事業を学力向上委員会に、教育総合センターでは児童生徒文化充実支援事業を各教科等研究会に業務委託している。これらの委員会等は、学校とは別の任意団体である。

しかしながら、学力向上クリエイト事業では、①学力向上委員会に発すべき通知文を学校に送付しているものや、②当該委員会の実績報告書において、学校長名で、かつ、学校印を押印して提出されているものがあつた。

また、児童生徒文化充実支援事業では、各教科等研究会が講師謝礼等で源泉徴収した所得税について、①この源泉徴収した現金を学校名で教育総合センターに送付しているものや、②教育総合センターが源泉徴収義務者として納付しているものがあつた。

こうしたことから、学力向上委員会等に対する業務委託については、その考え方を整理し、適正な事務処理をするよう要請する。

(学校教育課、教育総合センター)

#### (2) トライやるアクションの実施について

学校教育課では、中学生が地域で様々な体験活動を行うことを目的に、トライやる・ウィークでの体験活動の継続としてトライやるアクションをトライやる・ウィーク推進委員会に業務委託している。

しかし、トライやる・ウィークの委託契約書には、トライやるアクションに関する事項は明記されていず、別途、当該事業に関する委託契約書も作成されていなかった。

こうしたことから、トライやるアクション業務委託については、契約書の内容を精査し、適正な事務処理を行うよう要請する。

(学校教育課)

(3) 児童生徒に対する検診事業等について

学校保健課は、小中学校の児童生徒の肥満症対策として、小児肥満検診事業を尼崎市医師会に業務委託している。この事業は肥満症診療として保険診療で取り扱われ、医療費助成制度適用後の受診者自己負担相当額を学校保健課が、医師会に委託料として支出する業務委託契約を締結している。

しかし、この契約書中、乳幼児等及び母子家庭等医療費助成を受けた者が、同一月内同一医療機関での3回目以降で当該検診を受診した場合には受診者自己負担相当額が発生しないにもかかわらず、委託料についての取扱いが明記されていない。さらに当該業務委託の契約書には、障害者医療費助成を受けた者の委託料単価が明記されていない。

また、学校保健課では、腎疾患対策事業についても医師会に業務委託しているが、この委託料は医療費助成が適用されるにもかかわらず、小児肥満検診事業のように医療費助成に応じた委託料単価が設定されていない。

こうしたことから、児童・生徒に対する検診業務については、関係機関と十分協議し医療費助成制度と整合させるよう要請する。

(学校保健課)

## 選挙管理委員会事務局

### 1 監査の期間

平成25年8月1日から平成26年2月26日まで

### 2 監査の対象

今回の監査は、選挙管理委員会事務局の所管する主に平成24年度下半期及び平成25年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

### 3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

#### 措置を求める事項

契約事務について

尼崎市契約事務規程では、所管課で物品購入契約ができる範囲を10万円以下と定めている。

しかしながら、兵庫県知事選挙及び参議院議員通常選挙の無線LANアクセスポイント購入等の契約において、所管課限りで契約を行うために、購入額を分割している事例があった。

<指導の要点>

物品購入における分割発注は専決権を逸脱するものであり、今後は関係法令等を遵守し、適正に契約事務を行うこと。

# 工 事 監 査

## 1 監査の期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 2 月 26 日まで

## 2 監査の対象

工事名	工事担当局
西武庫公園改修工事	都市整備局
富松8号線舗装整備工事	
常光寺難波線道路整備工事	
道意線舗装整備工事	
11号(武庫之荘7丁目)配水本管布設工事	水道局
立花町4丁目、水堂町1丁目配水支管布設工事	
下坂部3丁目配水支管布設工事	
常陽中学校耐震性緊急貯水槽設置工事	
浜2丁目配水管布設替工事	
杭瀬北新町2丁目配水管布設替工事	

## 3 監査の方法

今回の監査は、平成25年度財務(定期)監査の対象局室が執行した原則として1,000万円以上の工事の中から、上記工事について設計図書等関係書類の調査により工事に関する事務の執行が関係法令に準拠し的確に行われていたか、また効率的に執行されていたかを監査するとともに、現場実査を行った。

なお、本工事の監査実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術上の意見を求めこれを参考にした。

## 4 監査の結果

いずれの工事及び工事に関する事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。(詳細は、次ページ「別表 工事監査一覧」のとおり。)

別表 工事監査一覧

番号	局室・課名	工事名	工事場所	契約金額	工期	工事の概要	技術士による総評(工事に関する主な内容)
1	都市整備局 公園課	西武庫公園改修工事	武庫元町3丁目14	当初 20,475,000 円 変更 26,505,150 円	当初 平成24年12月11日～平成25年3月20日 変更 平成24年12月11日～平成25年3月30日	敷地造成工、構造物取壊し工、公園施設等撤去・移設工、植栽工、給水設備工、雨水排水設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工 各1式	総括的には平均水準である。 設計図書の照査の書面による報告は、設計施工ミスの防止にも繋がる大事なことなので、是非とも書面にて報告書を提出させることを望みます。
2	水道局 工務課	11号(武庫之荘7丁目)配水本管布設工事	武庫之荘7丁目、伊丹市野間6・7・8丁目	369,589,500 円	平成25年6月17日～平成27年2月22日	施工延長844.1m、施工面積4646.0m2 推進工-口径800mm×52.5m 立坑築造工、地盤改良工他-1式 口径700mm×844.1m	総括的には全般に良好である。 進捗率がまだ3%程度であり、今後の工事の安全施工に心がけられたい。
3		立花町4丁目、水堂町1丁目配水支管布設工事	立花町4丁目、水堂町1丁目	当初 37,096,500 円 変更 42,040,950 円	平成25年5月15日～平成25年10月2日	施工延長642.2m、施工面積312.0m2 口径150mm×289.8m, 100mm×352.4m	総括的には概ね良好である。
4		下坂部3丁目配水支管布設工事	下坂部3丁目	当初 44,898,000 円 変更 43,384,950 円	平成25年5月22日～平成25年11月3日	施工延長464.0m、施工面積1571.0m2 口径250mm×3.7m, 200mm×51.5m 口径150mm×313.6m, 100mm×95.2m	総括的には概ね良好である。
5		常陽中学校耐震性緊急貯水槽設置工事	西昆陽1丁目	52,899,000 円	平成25年5月21日～平成25年10月30日	施工延長50.9m、施工面積17.0m2 耐震性緊急貯水槽(100m3)-1基 口径300mm×44.2m, 250mm×6.7m	総括的には全般に良好である。 検査は、工事の途中でやる段階確認の計画を工事検査課とともに作成し、中間段階で既済工事の検査を実施することで検査密度を高めている。したがって、最終の完成検査においては主に最終出来栄と書類検査が中心となり、大幅な補修が発生する可能性は非常に小さくなっているものと判断した。
6	水道局	浜2丁目配水管布設替工事	浜2丁目	116,235,000 円	平成24年10月24日～平成25年9月18日	管布設工(PIP工) : 340.8m 舗装工 : 1式	総括的には全般に良好である。 また、全般に、必要な管理・監督が行われている。 監督員だけでなく、段階確認に日常から検査員が立ち会うことで、実質的な既済部分検査が行われるという質の高い品質管理体制が構築されており評価できる。 技術的には優れた状況であるが、更に技術力向上が期待できることから、設計や工事の質を高めるためには、事前調査に工夫を行い、設計変更の発生を抑えるよう努力されることを要望します。
7	工業用水課	杭瀬北新町2丁目配水管布設替工事	杭瀬北新町2丁目、杭瀬本町2丁目	117,180,000 円	平成25年4月15日～平成26年3月15日	管布設工(PIP工) : 382.6m 舗装工 : 1式	総括的には全般に良好である。 また、全般に、必要な管理・監督が行われている。 監督員だけでなく、段階確認に日常から検査員が立ち会うことで、実質的な既済部分検査が行われるという質の高い品質管理体制が構築されており評価できる。 技術的には優れた状況であるが、更に技術力向上が期待できることから、設計や工事の質を高めるためには、事前調査結果の評価に工夫を行うとともに、周辺住民への工事内容説明と意見聴取のあり方について検討し、設計や工事に反映し、施工開始以降に極力想定外の設計変更の発生を抑えるよう努力されることを要望します。
8	都市整備局 道路維持担当	富松8号線舗装整備工事	富松町4丁目～塚口町6丁目	当初 17,949,750 円 変更 17,594,850 円	平成25年7月26日～平成25年10月23日	施工延長 約620m、 準備工、舗装工 一式	総括的には良好である。
9		常光寺難波線道路整備工事	東難波町3丁目～扶桑町	23,485,350 円	平成25年7月26日～平成26年1月21日	施工延長 約180m、 準備工、舗装工 一式	現時点では総括的には全般に良好である。 今後まだ70%近い工事が残されており、無事故無災害で工事を完成させる様に努力して頂きたい。
10		道意線舗装整備工事	中浜町～鶴町地内	33,936,000 円	平成25年8月5日～平成25年12月2日	施工延長 約600m、 準備工、舗装工 一式	総括的には全般に良好である。

※ 公益社団法人大阪技術振興協会により現場実査を行った。また、対象工事のうち1～2については監査委員による現場実査を行った。

# 個 別 行 政 監 査

## 1 監査のテーマ

「学校給食事業について」

(テーマの選定理由)

本市では、給食費は各学校が徴収し、尼崎市学校給食協会（以下「協会」という。）に納付され、協会が給食用物資を購入していることから、本市の歳入歳出として取り扱っておらず、財務（定期）監査の対象となっていない。また、協会の年間の収支規模は 10 億円を超え多額の資金を扱っている。こうしたことから、学校給食事業について監査を実施することとした。

## 2 監査の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 2 月 26 日まで

## 3 監査の対象

平成 24 年度における協会及び各学校の給食費の徴収、給食用物資の調達等に係る事務並びに所管課である学校保健課の関連事務を対象とした。なお、各学校については、完全給食を実施している学校から抽出した杭瀬小学校、若葉小学校、立花南小学校、塚口小学校及び尼崎養護学校を対象とした。

※ 参考： 完全給食とは、学校給食法施行規則第 1 条第 2 項で、「給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。」とされている。

## 4 調査の結果

### (1) 学校給食について

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、学校給食法（以下、「法」という。）第 2 条において、教育の目的を実現するために、日常生活における食事について正しい理解を深め健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うなどの目標が達成されるよう努めなければならないとされている。

また、学校給食の実施主体は、法第 4 条で「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」とされ、文部省通達（昭 31.6.5）で「学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が計画し、管理し、職員を指揮監督して行なうこと」とされている。

経費の負担については、法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの（学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費、学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費）は設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童の保護者が負担とするとされている。

### (2) 本市の学校給食について

#### ア 概要

本市の平成 24 年度の学校給食事業は、小学校、特別支援学校、夜間中学校及び定時制高等学校の計 47 校で実施されている。

小学校の給食は、教育委員会事務局学校保健課が市域を 4 ブロックに分けて献立を作成し、協会が物資調達を行い、単独校調理場方式で完全給食を実施している。また、特別支援学校の給食は、在籍している児童・生徒の状況に応じた献立内容により単独校調理場方式で完全給食を実施している。なお、定時制高等学校の給食は、

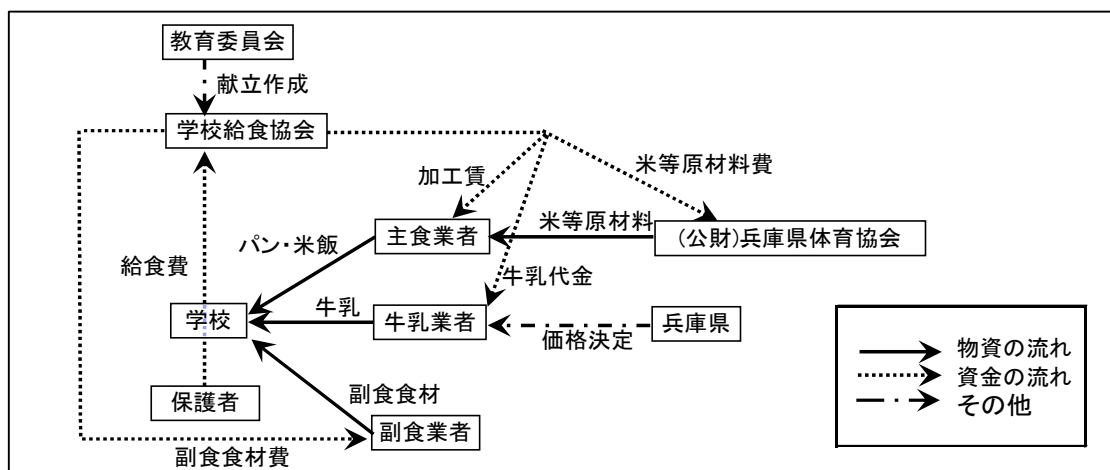
米飯中心の献立で個別配食方式による給食を、夜間中学校はパン及び牛乳中心の補食給食を実施している。

	学校数	給食実施児童・生徒数	給食回数
小学校	43校	22,381人	179回
特別支援学校	1校	55人	179回
夜間中学校	1校	61人	183回
定時制高等学校	2校	412人	150回
計	47校	22,909人	—

※ 学校数及び児童・生徒数は平成24年5月1日現在、給食回数は24年度の1年間

### イ 給食費及び給食物資の流れ

給食費及び給食物資の流れの概要は、次の図のとおりである。



主食の米飯及びパンの原材料は、(公財)兵庫県体育協会から購入し、主食業者が加工した米飯及びパンを各学校に納品している(ただし、給食室に炊飯設備がある場合は、学校で炊飯している)。主食の発注は、各学校から主食業者に発注している。

牛乳については、各学校が牛乳業者に発注し購入している。牛乳の価格は兵庫県が決定している。

副食食材については、物資調達委員会が協会に登録されている43業者から購入する業者を理事会に答申し、理事会が決定する。副食食材は、協会が各学校の必要量を発注し各学校に納品される。

### ウ 献立作成の流れ

教育委員会での献立作成の流れは、次のとおりである。

#### 【献立作成】

組織等	開催方法	内 容	構 成
教 育 委 員 会	献立素案の作成	ブロック毎に開催 栄養量、材料の組み合わせ、調理方法等を検討し素案を作成して献立研究会に提案する。	栄養教諭・学校栄養職員 学校保健課職員
	献立研究会	ブロック毎に開催 献立案を基に、さまざまな角度から研究、協議し、献立案を作成して献立作成協議会に提案する。	給食主任代表 栄養教諭・学校栄養職員 調理師代表 学校保健課職員
	献立作成協議会	ブロック合同開催 献立内容が、学校給食の目標に適したものになるよう、広く学校給食関係者で協議し、献立を決定する。	学校長代表 給食主任代表 栄養教諭・学校栄養職員代表 調理師代表 PTA連合会代表 学校保健課職員

エ 物資調達、発注及び経理の流れ

協会等が行っている物資調達、発注及び経理の流れは、次のとおりである。

【物資調達・発注・経理】

	組織等	開催方法	内 容	構 成
学 校 給 食 協 会	物資調達 委員会	ブロック 合同開催	教育委員会の決定した献立に基づき、 物資の調達（副食食材及び購入業者の 決定）について審議し、理事会に答申 する。	学校長代表 給食主任代表 栄養教諭・学校栄養職員代表 調理師代表 P T A 連合会代表 学識経験者
	理事会		物資調達委員会からの答申について審 議し、これを承認する。	会長（教育長） 副会長 常務理事 理事
	発注・発送・経理		学校ごとの人数分の副食食材を業者に 発注し、支払いを行う。 発注を受けた業者は、指定された日時 に、各学校に物資を配送する。	協会職員（学校保健課職員）

- ・学校から給食実施人数を給食協会へ報告する。
- ・各学校の調理室で調理し、学級担任の指導のもとに給食を実施する。
- ・給食費は学校がとりまとめ、給食協会へ納付する。

※ 参考

・学校給食主任

学校給食主任は、学校長が教諭の中から選任し、学校給食関係事項の総括処理を担当する。

・栄養教諭・学校栄養職員

法第7条において、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならないとされ、食に関する指導及び学校給食管理を職務としている。

オ 給食費

給食に係る費用は、食材費のみを保護者から徴収する給食費で賄い、その他の費用（給食室の施設・設備の維持経費、調理員の人件費、光熱水費等の給食運営費）は市の負担となっている。また、小学校の給食費は月額3,700円で、特別支援学校の小学校部は月額3,700円、中学部は月額4,050円、高等部は月額4,500円となっている。なお、定時制高等学校の給食の生徒負担額は1食200円で、夜間中学校の生徒負担はない。

小学校の給食費については、生活保護を受給している要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している準要保護者に対しては市が給食費を負担している。給食費は、保護者が各学校に納付し、各学校から協会に納付される。協会は、当該給食費で、調達した給食食材の支払を行なっている。

【要保護児童数及び準要保護児童数】

（人数は各年度3月時点、単位：人・円）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
要保護児童数	851	30,962,790	887	35,415,939	885	34,829,128
準要保護児童数	4,909	175,394,573	4,735	186,856,928	4,557	179,165,525

給食費の徴収は、原則、口座振替により徴収しており、8月を除く毎月上旬に引き落としを行い、引き落としができなかった場合に、再度、月下旬に引き落とすようになっている。これら2回で引き落としができなかった場合、各学校で保護者に通知を行い、現金で徴収することとなっている。

また、未納者に対しては、電話や面談を通じ納付を促すとともに、年2回協会会長名で督促を行っている。



【給食費の未納の状況】

(平成 25 年 10 月末現在、単位：人・円・%)

	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	人数	金額	未納率	人数	金額	未納率	人数	金額	未納率
未納額	57	1,442,059	0.15	68	1,424,200	0.14	56	1,415,671	0.14

平成 24 年度学校給食費の未納者のうち、未納の理由が「義務教育のため教育費用を支払う義務はないと考えている」ことによるもの、児童数 26 人（保護者数 21 人）あり、「その他」の未納の理由が「支払わなければならないという認識の欠如」とされ全期間（11 期分）未納のものが児童数 1 人、経済的理由により全期間未納が児童数 2 人（保護者数 1 人）あった。

【平成 24 年度の給食費未納理由の状況】

(平成 25 年 3 月末日現在)

未 納 理 由	件数(児童数)
義務教育のための教育費用を支払う義務はないと考えている	26
生活の困窮	18
転出・転居	4
その他	8
計	56

(3) 協会について

ア 概要

協会は、学校給食法等に基づく給食物資を適正円滑に供給し、あわせて給食の普及及び充実とその健全な発達を図ることを目的に、昭和 34 年に設立された。協会の主な業務は、献立に基づく給食物資の買い入れ、売渡しその他供給に関する業務、学校給食の普及及び充実に関する業務などである。

イ 組織

協会には、会則の変更などの重要事項を決定する「評議員会」、協会の業務を執行する「理事会」、協会の業務及び会計を監査する「監事」が設置され運営されている。また、協会会長の諮問機関として「物資調達委員会」を設置し、物資調達（業者の決定）について審議し、理事会に答申を行なっている。

なお、常務理事を補佐し、日常業務をつかさどるために学校保健課内に事務局を置き、学校保健課職員 3 人が事務従事している。

【構成メンバー及び人数】

(平成 24 年度)

	構成メンバー
評 議 員 (60 人)	学校長 44 人、P T A 連合会代表 6 人、給食主任代表 6 人、 教育長及び教育委員会事務局職員 4 人
役 員 (20 人)	会 長 教育長 副 会 長 教育次長、学校教育部長、学校長 常務理事 学校保健課長、学校長 理 事 学校長 5 人、P T A 連合会代表 3 人、給食主任代表 3 人 監 事 学校長、P T A 連合会代表、企画管理課長
物 資 調 達 委 員 会 委 員 (22 人)	学校長 6 人、P T A 連合会代表 6 人、給食主任代表 3 人、 栄養教諭代表 4 人、調理師 2 人、学識経験者（地方卸売市場職員）

ウ 決算

平成 24 年度の協会の決算状況は、収入額 11 億 1,314 万円に対し、支出額 10 億 206 万円で、収支差額 1 億 1,108 万円となっている。しかしながら、収入額には、前期からの繰越金 1 億 2,383 万円を含まれていることから、これを除いた単年度収支では、1,275 万円の赤字となっている。

平成 24 年度決算における協会の資産は、基本財産 362 万円（定期預金）及び事

務用等備品 53 万円で、翌年度への繰越金は 1 億 1,108 万円となっている。

【協会の決算】

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収 入	1,039,504	1,004,995	1,003,602	1,107,572	1,113,141
支 出	959,777	925,844	901,757	983,741	1,002,061
収 支 差 額	79,726	79,151	101,845	123,831	111,081
単年度収支差額	△ 9,940	△ 575	22,694	21,986	△ 12,751

## 5 監査の結果

今回の監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、「要請等を行う事項」については次のとおり取り組まれたい。

### 要請等を行う事項

#### (1) 協会の組織運営等について

協会の議決機関である評議員会は、毎年 7 月に開催され当年度の予算及び前年度の決算が議決されている。したがって、4 月から評議員会で議決されるまでの間の予算執行が、予算の議決を経ずに行なわれている状況となっていた。

また、物資調達において、見積金額が同額であったことから再見積させているが、この再見積を求める意思決定書がないうえに、同額業者のうち 1 者の再見積書のみで業者決定しており、書面上、業者決定の経緯が不明瞭な事例があった。

以上のことから、評議員会による統治及び日常業務における内部統制について改善されるよう要請する。

#### (2) 給食費の未納対策について

給食費が未納となると、未納児童の給食費を結果として他の児童の保護者が負担することとなる。また、経済力がありながらも全く給食費を納めない保護者を看過することは、教育上の観点からも問題があると考えられる。一方他都市では、支払督促などの法的措置を講じて徴収の強化に取り組んでいる自治体もある。

本市においても、法的措置の実施も含め、さらに未納対策の取組強化に努められるよう要請する。

## 平成 25 年度監査結果を総括して

本年度の監査から、特に市全体の問題として取り組むべき事項は次のとおりである。

### 1 契約等事務について

契約事務については、①契約に定められた承認手続がないままでの再委託、承認していない再委託業者からの報告書を受領していた事例、②所管課限りで契約を行うために購入額を分割していた事例、③契約書の必要書類の徴収漏れ、契約の実施要項の業務量の記載に誤りがあった事例などがあった。

①の再委託に係る承認手続の遺漏については、昨年度も指摘したところであるが、本年度も行われていない事例があった。また、本市では契約書及び指定管理の協定書に一括再委託の禁止が記載されているものの、その一括再委託に関する明確な基準がない。このため、一括再委託に該当するか否かの判断ができない事例があった。国や他団体では、既に一括再委託に係る基準が定められており、本市においても基準を定めることが求められる。

②の分割発注については、発注等の日付が数日ずれているだけで分割発注と疑われる事例が見受けられた。所管課限りで契約を行うために契約額を分割する行為は、発注の競争性を阻害するだけでなく、専決権の逸脱であり内部統制上の問題となる。このため、所管課における契約は、管理監督する者が自らの責任と権限を自覚し、厳に注意して取扱う必要がある。

③の契約書に定めた提出書類については、本年度も業務計画表等の提出がされていない事例が多数あった。その一方で、契約内容に沿って契約書のひな型を精査していなかったために、必ずしも必要としない書類を提出するように定められているものがあった。このため、新たな契約書を作成する場合には契約内容を十分に精査するとともに、契約の更新時においても契約書の定めについて再検証する必要がある。

契約事務については、組織としてチェック体制を正常に機能させ、コンプライアンスの十分な徹底を図り、適正な事務の執行に取り組まれるよう要請する。

### 2 現金、備品の管理について

現金、備品の管理の事務については、①保管現金が目的外の事務に使用されていた事例、②職員専用机について備品現在簿の数より現物が多数あった事例などがあった。

①の現金の管理については、保管現金の使用目的の正しい認識が欠如していたことや、管理職等のチェックが十分でなかったことによるものである。

②の備品の管理については、年度当初の職員の異動や執務室の配置換え等によって生じた職員専用機の増減について、伝票処理及び備品現在簿と現物との整合が十分に確認されていなかったためである。

現金及び備品は市の貴重な財産であり、保管現金の目的外の使用や備品の不適正な管理は許されるものではなく、適正な手続や調整を行うよう要請する。

### 3 出資団体等について

出資団体等については、施設の維持管理業務委託で認められていない再々委託を行っていた事例があった。

当該委託契約は随意契約であったが、随意契約は競争原理が働かず、特に市と密接な関係があると解される出資団体等に係るものは厳格な契約とその履行が求められる。出資団体等監査で指摘された再委託及び再々委託が安易に行われれば、出資団体等との委託契約のあり方そのものが問われることとなる。

このため、市は、出資団体等の随意契約について、より注意して取り扱われるよう要請する。

一方、近年、出資団体等が随意契約により受託していた指定管理者業務及び施設等の維持管理業務が、公募若しくは競争入札による業者選定に変更され、出資団体等がこれら業務を受託できず、経営に大きな影響を受ける事例が見受けられるようになった。

こうしたことから、市と出資団体等による市民サービス提供の全体像を描いたうえで、それぞれの役割を再検証し、出資団体等のあり方を見直すよう要望する。

これらの他にも、監査の過程において請負契約と委託契約を錯誤していたもの、委託契約の当事者を混同していたものなど多数の事例があった。この背景には、法令等の基礎的な知識が組織的に低下してきているのではないかと懸念される。さらに、決裁権限の逸脱などの内部統制の運用上の問題もあり、組織総体の力量が弱まっていると言わざるを得ない状況にある。

このため、市長にあっては、組織の基礎的な力量の強化と内部統制機能の再構築を要請する。